

オークション規程改定のご案内

【主な改定内容】

- 1. 福祉車両の消費税に関する取扱いを変更（出品・落札規程 第6条）
- 2. 評価点下落クレームに関する取扱いを追加（クレーム規程 重大クレーム一覧表）

【施行日】 2025 年 1 月 7 日（改定告知日：2024 年 12 月 9 日）

【新旧比較表】

1. USS 出品・落札規程

新	旧	備考
第6条（福祉車両） 1. 福祉車両を中古車として売買する際は、出品店による非課税申告がある場合を除き、対象装置の不良、欠品等の不具合が判断できないため、消費税を計上する。ただし、 <u>落札店からの申立てにより以下の各号に該当する場合は消費税を計上しない。</u> （1） 落札店による非課税申告に出品店が承諾する場合 <u>（2） 当社が、対象装置の正常な装着を確認できた場合</u> <u>2. 落札店は、当社に対し、前項但書の申立てを、譲渡書類到着日を含む5日以内にしなければならない。</u>	第6条（福祉車両） 福祉車両の消費税について、中古車として売買される際に、対象装置の不良、欠品等の不具合が判断出来ないため、消費税を計上するものとする。ただし、出品店による非課税申告または、落札店による非課税申告に出品店が承諾した場合について、落札店は出品店へ消費税相当額の支払いを免除されるものとする。	・当該車両について、国税庁が非課税と定める基準を満たしていることの確認ができる場合、出品店の承諾が得られない場合においても、消費税の取り消しを行うことを可能とする。 ・落札店からの申告期限を定める。（書類到着日より5日）

≪主な対応例≫
メーカー等への確認により新車時から非課税として扱われていたことが判明し、AA取引時にも正常であったことが確認できた場合。
≪判断の参照資料≫
国税庁タックスアンサーNo. 6214 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6214.htm>

2. クレーム規程 重大クレーム一覧表（落札店から契約解除可能なクレーム）

新	旧	備考
<u>7-7</u> <u>外面部を除く車体の骨格にあたる部位、または外面部を除く骨格に準ずる部位の損傷により、取引時の評価点が4.5点以上の車両が、1点以上の評価点下落となる場合</u> <u>※損害賠償の基準：落札車両代金、落札店からの陸送代（片道分）、落札手数料相当額</u>	項目を追加	・評価点が4.5点以上の場合、修復歴に該当しなくても条件付きでキャンセル可能とする。

≪主な対応例≫ 4.5点以上の車両で1点以上の評価点下落するパターン

	1点下落でキャンセル可能	1点下落でもキャンセル不可	
骨格部位	・フレーム先・フロア先の損傷 ・ピラー・ヒンジ部の損傷	・ルーフ・ルーフピラーの損傷 ・下回りフロアの損傷	外面部に該当する部位は対象外となります
準骨格部位	・コアサポート（ボルト含む）の損傷 ・Rパネル・テールパネルの損傷	・足回りズレ・曲がり ・サイドステップの損傷	

ご不明な点がございましたら各会場事務局（総務経理課・営業課）までお問合せください

以上
2024年12月9日 USS事務局